

problemes de la vieillesse en Suisse”, R.C.C.,
No. 8-9, August-September 1967, pp. 315-331, and
No. 10 October 1967, pp. 385-390; No. 55. '68.

成金提供の形をとるかも知れない。

※連邦社会保険庁の前長官

Problems of Old Age in Switzerland, “Les

家族手当制度の発達とその傾向

Giovanni Vasella (スイス)



保険および家族手当からなりたっている。委員会は、高齢者が適切な保護を受けていないし、また、疾病保険制度が、私的な手段をもっている人びとに要求されている、という意見をもっている。かれらの結論は、リハビリテーションに対する年齢制限の廃止、災害保険と予防、なんらの援助をもたない病弱者に対して、手当を支給する方法の改正、一般的な経済状態に対応する諸給付の調整、および租税免除を提案した。私的な保険制度の成長にともない、扶助の要請は、従来より少なくなったことが注意されているが、しかし、私的な各保険制度間における自由な移動の必要が強調されていた。

高齢者が適切な生活をすることができるかどうか、の問題については、委員会はなんら確実な結論に達していないが、生命の維持に必要な最低限を保障するように配慮された老齢保険と補足的給付に、より一層の発達を勧告した。州 Canton と連邦政府との関係における調整とは別に、ある組織が必要とされ、これは老齢対策基金の拡大、再編成および助

本稿には、第2次世界大戦以後における、スイスの家族手当制度について、発達してきた各種の変化が述べられている。

社会保険制度の中で、家族手当制度は、最も新しく発達した部門である。厳密な表現では、家族手当の支払いは、1943年に開始されているが、家族手当の本当の概念は、かなり遅れて現われ、容認されたのは遅い。基本原則に、次のようなある問題があった。すなわち、新しい制度の採用には、賃金というもの

が提供されたサービスの価値に基づくものである、という基本原則からの離脱を意味するという印象が、除去されなければならなかった。また、その当時では、一般的に用いられていた賃金率は、高い水準でスイスに定着されていた。かくして、長年にわたり、「労働者に対する財政的援助」という婉曲な表現の用語が用いられた。そのときくらい、家族手当の概念が、完全に容認されてきた。その概念は、家族を養育する負担を分担するある制度の採用を求めながら、賃金が労働の価値に

だけ基づくべきであるという規則から、次第に遠ざかることを意味していた。それ以後に歩んできた方向は、国内のある部分と他の部分とでは、かなり異なっている。他の分野と同様に、この分野では、ドイツ語を話すスイス人とフランス語を話すスイス人のあいだに、一種の観念的な隔りが育ってきた。ドイツ語を用いる州Cantonでは、児童手当だけが支払われるのに対して、西スイスにおけるすべての州では、教育手当 *educational grants* も支払われ、またある幾つかの州では、これらに加えて、出産手当 *birth grant* が支給される。しかし、これらの事情から、ドイツ語を用いるスイス人が教育に対して財政的援助を与えていないと考えられるべきではない。たとえば、これらの州は、奨学金もしくは個々の特殊な事例について、メリットを設けたある年金制度を実施している。この制度では教育機関で就学中の子女を養育する全労働者に、ある統一的な支給率で、給付を与える無差別方式の方が好ましいと考えられている。この方法は、受給者が適度な資産をもっている場合に、制度に含められた社会的な目的

に、一致するとは考えられない仕組みである。その理由は、そのような事例では、比較的にわずかな補足が、引き続いて与えられる教育の費用をカバーするには、不適切だからである。

児童手当制度は、国内の異なった各地方において、同一歩調で発達してきたが、手当の支給額はかなり異なる。児童数の比較的少ない富裕な州は、年を経るに従って、手当の支給額を相次いで上げるか、あるいは、新しいタイプの家族給付を採用することができるのに、児童数が比較的多い貧しい州は、同じ歩調を保つことが不可能である。かくして、児童手当に用いられた当初の水準は、統一されていたが、しかし、不均衡が大きくなってきた。個々の州内においてさえも、不統一がみられる。すなわち、私的な家族手当平衡基金は大いに承認されており、個別企業内における基金の設置は、公的に認められ、このような動きは、もしこれらがなければ、州の基金に流れこんだ所得や十分な被保険者の移譲という結果を招いてしまった。従業員の

子女総数が、比較的少ない労働力を雇用する企業は、州の基金による適用から除外されることになっており、これらの企業は、直接に児童手当を従業員に支払うために、事業所に工場基金を設ける。これに対して、通常では、企業は賃金支払額に対するある比率で算出された拠出を、支払わなければならない。この新しい展開の結果から、家族手当制度の財源調達では、最も適切な方法について、問題を再検討する必要が生じてきた。第2次大戦いらい、スイスに設けられてきた諸制度は、カバーされる人びとと不慮の事故、支払われる給付の水準、および財源調達方式にかんする詳細な諸規定で管理されている。

Recent Trends in the Development of Family Allowances Schemes, "Entwicklungstendenzen auf dem Gebiete der Familienzulageordnungen", *Schweizerische Zeitschrift für Sozialversicherung*, 1968, pp. 1-19; No.64, '68.

(以上5編は、I S S Aの Social Security Abstracts, 1968より採用したものである)

(平石長久 社会保障研究所)